

「知財活用への道」

参考文献:「平成24年度知的財産権制度入門」(特許庁)
監修:岩手県知財総合支援窓口 アドバイザー中嶋孝弘

皆さまは「知的財産権(知財)」について、どのようなイメージをお持ちでしょうか?

「難しそう」というイメージがあるかもしれません。しかし、上手に利用すれば、事業活動に大きな味方となります。いままで「縁遠い」と思っていた方も、一度、「知財」について学んでみませんか。数回に分け、知的財産権制度の基礎的知識について説明していきます。

当センターでは、岩手県工業技術センター、岩手県発明協会と共同で「岩手県知財総合支援窓口」を設置しております。知財のことならお気軽に、知財窓口までご相談下さい。

Q1 「知的財産権」って何?

A 下記の表が知的財産権の概要です。本稿では、「産業財産権」について説明していきます。

知的財産権…有形の土地や建物と異なり、知的活動によって生じた無形の財産に関わる権利の総称

産業財産権

特許権
物、方法の発明を保護

実用新案権
物品の形状、構造の考案を保護

商標権
商品やサービスを区別する名前やマークを保護

意匠権
物品のデザインを保護

特許庁に登録することで発生する権利

育成者権
植物の新品種を保護

著作権
思想または感情を創作的に表現した著作物を保護

農林水産省に登録することで発生する権利

登録しなくても権利が発生する

※このほか、回路配置利用権、不正競争防止法上の利益に係る権利等も含まれます

Q2 「特許」ってどういうもの?

A よく、人の得意なことを指して「あれは彼の“専売特許”だ」と言いますが、「専売特許」は今の「特許」の古い言い方で、得意なことこそこの人にしかできないこと、と言う意味です。文字の通り「特に許される」権利、つまり独占できる権利ということになります。

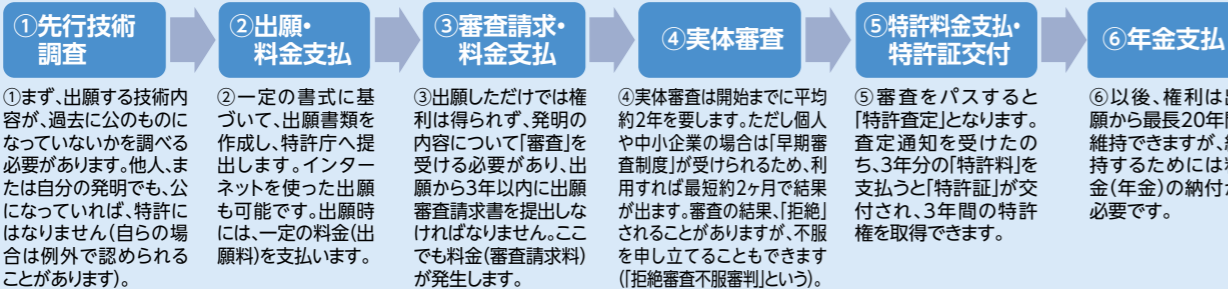
いわゆる「発明」のうち、技術的なもの(定義では「高度なもの」)を国(特許庁)に登録し、一定期間他者が勝手に使えないように保護し、一方、その発明を公開して、利用の機会を図る、というのが特許制度の趣旨です。

Q3 特許って儲かるって聞いたけど?

A 実際に特許権を取得して大儲けした人の話はよく聞きますが、「発明を保護する」のが特許制度の本来の目的です。儲けるためには取得した特許権を「活用」しなければなりません。発明品を権利者が独占して販売することで、結果として儲けるケースはありますが、取得したからといって必ず儲かるわけではありませんし、そもそも取得するのも簡単ではありません。

Q4 アイディアがあるんだけど、これって特許はとれるかな?

A 特許の申請(「出願」といいます)は国内で年間30~40万件行われており、これまでに特許権を認められた出願は400万件を超えます。技術の進歩にともない、特許の内容も高度化していますので、特許を取得するのは、実際には簡単ではありません。申請した特許が実際に登録されるのは、おおそ3割程度です。



★知的財産権に関するご相談は、「岩手県知財総合支援窓口」へどうぞ

所在地 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田3地割35-2 (地独)岩手県工業技術センター内

電話 019-656-4114 / FAX 019-636-0256 / 全国共通ナビダイヤル 0570-082100

ご利用時間 8:30 ~ 17:15(休館日/土曜・日曜・祝祭日、年末・年始)

ホームページは [岩手県知財](http://www.iwate-ipc.or.jp)

設備貸与制度のご案内

利率を引き下げました!

2.3% → 1.95%

(設備貸与の場合)

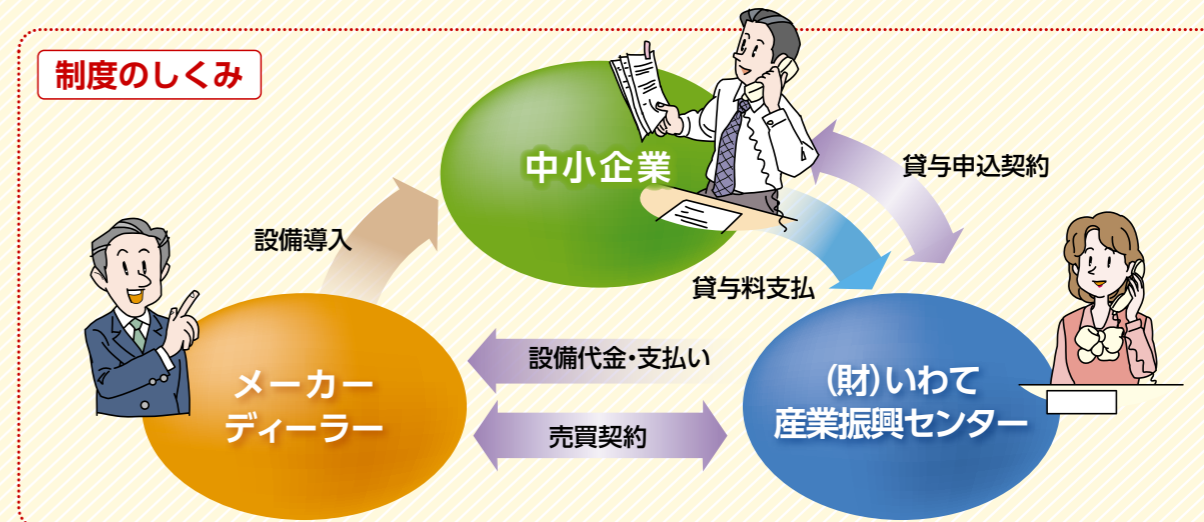
長期
5~10年

低利
年利1.95%

無担保
金融機関の借入枠とは別枠です

この「設備貸与制度」は、岩手県内の中小企業の皆様が機械・設備導入するときに、センターがそれを商社・メーカーから直接購入して低利で割賦販売またはリースをする公的制度です。

制度のしくみ



(※1、※2)以下のいずれか1つの条件を満たせば、

最長10年、1億円まで貸付可能です。(リースは除く)

- (1) 経営革新計画の承認企業
- (2) 異分野連携新事業分野開拓計画の承認企業
- (3) ISO9000 / ISO14000の認証取得企業
- (4) 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- (5) 県内企業5社以上へ下請発注している企業
- (6) 県内企業への下請発注額が年間1,000万円以上の企業
- (7) 申請する設備を設置することで(4)~(6)に該当する企業でも可

(※2)東日本大震災で設備または事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業

最長10年、措置期間2年 利息1.85%で貸付可能です。

※一部、対象とならない業種、設備があります。センターにお問い合わせください。

区分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	従業員20人以下の県内小規模企業者(商業・サービス業は45人以下)
貸付期間	原則5年または7年※1	原則5年または7年
貸付限度額(消費税含む)	100万円~8,000万円※2	100万円~8,000万円
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(車輛を除く)
保証金	貸与額の10%(最終償還時に返済)	—
利息(貸与損料)リース料	年1.95%※2	5年=1.837% 7年=1.360%
連帯保証人	法人:代表者含み2人以上 個人1人以上	—

お問い合わせ

総務・金融グループ

☎019-631-3821 FAX019-631-3830
<http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi>